

平成17年3月15日
経済産業省

エネルギーの使用の合理化に関する法律 の一部を改正する法律案について

1. 法律改正の目的

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずる。

2. 法律案の概要

(1) 工場・事業場に対する規制区分の一本化等

現在、工場・事業場のエネルギー管理については、一定規模以上の熱の使用及び一定規模以上の電気の使用を規制対象としているところ、これを一本化し、一定規模以上のエネルギーの使用はすべて規制対象とすることとする。

また、法律の執行強化のため、工場・事業場が登録調査機関の確認調査を受けた場合において、定期報告の提出及び合理化計画の作成に関する規定等を適用除外とする措置を講じ、国は登録調査機関から調査結果の報告を受けるとする。

(2) 運輸分野における省エネルギー対策の導入

一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に対し省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に主務大臣が勧告、公表、命令を行う等、運輸分野における対策を導入する。

(3)住宅・建築物分野の省エネルギー対策の強化

一定規模以上の非住宅建築物の新築等をする場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模以上の住宅においても非住宅建築物と同等の措置を講ずる。

(4)消費者による省エネルギーの取組を促す規定の整備

消費者による省エネルギーの取組を促すため、消費者に対してエネルギーを供給する事業者及び機器の小売事業者による情報提供についての規定を整備する。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課省エネ法改正準備室

担当者：宮下、乃田

電話：03-3501-1511（内線 4451～2）

03-3501-7807（直通）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について

国土交通省とも連携して、省エネルギー対策を抜本強化

施行期日：
H18.4.1～

工場・事業場

産業部門における取組を強化

- 従来の熱・電気の区分を廃止、熱と電気を合算して(原油換算)規制。
<義務>
中長期計画の策定
定期報告
管理者の選任
(熱電双方の知識を備えた者)
(第一種:3,000kl/年以上
第二種:1,500kl/年以上)
- 指定工場の裾切り値の事実上の引き下げを行うことにより、対象工場、事業場数を拡大(約1万 約1万3千) カバー率が産業部門全体の約7割から約8割に向上。
- 経過期間5年(期間中は旧熱管理士・旧電気管理士の併置による対応を容認)。

省エネルギー法の執行体制の強化

- 登録調査機関の確認調査を受けた場合において、定期報告の提出等を適用除外とする。

運輸 (新設)

新たに輸送事業者(貨物・旅客)と荷主を省エネ法の対象とし、輸送分野での省エネ対策を導入

1. 輸送事業者(貨物・旅客)の義務内容

- 計画の策定[年1回]
・低燃費車、エコシップ等の導入
・エコドライブの推進等
定期の報告[年1回]
・輸送に関するエネルギー使用量等

2. 荷主の義務の内容

- 計画の策定[年1回]
・貨物輸送における省エネ責任者の設置
・鉄道や船舶の利用のマニュアルの策定
・自家用貨物車から営業用貨物車への転換のマニュアル策定等
定期の報告[年1回]
・委託輸送に関するエネルギー使用量等

3. 法的措置

- 省エネ措置が著しく不十分
勧告・公表・命令
その命令に従わなかった場合 罰則

住宅・建築物

住宅・建築物における取組を強化

1. ストック対策の強化

- 現行の届出(2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等をする場合、所管行政庁に省エネ措置を届出)の範囲に、大規模な改修の場合を追加。
(省エネ措置が著しく不十分 指示・公表)

2. 住宅に関する対策の強化

- 住宅(2,000㎡以上)についても所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け。
(省エネ措置が著しく不十分 指示・公表)

上記届出者は、維持保全の状況を定期的に所管行政庁に報告。
(維持保全が著しく不十分 勧告)
所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等

その他 (新設)

消費者への省エネルギー情報の提供促進

- 電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
- 家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供

省エネ性能の基準を強化

液晶・プラズマTV、DVDレコーダーの追加等

今国会で提出が予定されている**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正法**で導入が予定されている温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度において、省エネ法に基づく定期報告のデータが活用される予定